

# 農地法に基づく農地転用の手続きについて(市街化区域用)

令和4年1月

農地が市街化区域内にある場合(生産緑地を除く)、農地転用届出書を経済観光課に提出してください。  
農地が市街化調整区域内にある場合、申請書、添付書類等が異なります(非農地証明等)ので、経済観光課に相談してください。

## ◎提出書類

○農地転用届出書 …1部

○添付書類 …各1部

(必ず必要なもの)

1. 位置図(案内図) …該当地を赤色で表示
2. 登記簿全部事項証明書…申請前3ヶ月以内に作成されたもの(インターネットで取得されたものは不可)
3. 公図…該当地を赤色で表示する(インターネットで取得されたものは不可)
4. 現地の写真(2方向以上)

(場合によって必要なもの)

5. 委任状(手続きをする人が所有者等でない場合)
6. その他

(例) 開発許可証の写(都市計画法第29条の許可を必要とする場合)  
解約等を証する書面(賃貸借権がある場合)

## ◎注意事項

1. 農地法施行令第1条の9又は第1条の17の規定により、受理日は届出日と同日になります。
2. 相続の場合、5条届出は不要です。相続人へ所有権の移転登記後、地目変更の必要がある場合のみ4条届出をして下さい。
3. 転用目的に応じ、隣接する農地等に被害を与えないように防除施設等の計画をたてて下さい。
4. 一筆の農地の一部を転用する場合、転用部分の分筆後、当該転用届出書を提出して下さい。
5. 届出が適法に受理されるまで、転用行為に着手しないで下さい。
6. 経済観光課に提出されてから、1～2週間後で届出者に受理の連絡をいたしますので、印鑑を持参の上、取りに来て下さい。
7. 現況の農地で転用届が受理された場合、翌年度から転用後の利用状況に応じ、固定資産税等の税額が変わることもありますのでご注意ください。(詳しくは課税課へお問合せ下さい)
8. **受理通知書は、農地転用するための書類です。法務局で登記移転等する場合には、必ず地目変更の手続きもしてください。**
9. 記入事項
  - ア 届出者の欄は、譲受人、譲渡人とも権利者全ての人が署名又は記入・押印してください。  
(届出書に記載しきれない場合は別紙で)
  - イ 届出者が法人の場合、法人名、代表者名を記入し、法務局(登記所)に届出している代表者印を押印してください。ただし、自署の場合は押印を省略できます。
  - ウ 土地の所在地番、地目、面積について、全部事項証明の記載事項と整合するよう記入してください。
  - エ 工事着工時期については、経済観光課に提出した日から1ヶ月程度の余裕をもって計画して下さい。

問合せ先：逗子市市民協働部経済観光課 農地担当 (046-873-1111 内線 281)